

●「由良川水面利用ルール」の必要性

由良川の下流域では、府外からも利用者が訪れ、多様な水面利用が行われています。一方、沿川には、地元住民や漁業者が生活されていますが、一部の水面利用者のマナーの悪い遊び方等に対しご迷惑が掛かっている状況です。

そこで、学識経験者をはじめ、行政、地元住民、漁業者（漁業協同組合）、観光協会等の多様な関係者で構成する「由良川下流水面利用調整協議会」を設置し、水面利用者はもとより、由良川で楽しめる全ての利用者の方に対し、適正な利用をお願いするため、このたび、自主規制である「由良川水面利用ルール」を作成しました。

